

四国電力伊方3号機—運転差止仮処分命令申立事件

広島地裁の決定日は3月30日

===== 2017年3月23日 直ちに解禁

2017年3月23日（広島）：

原爆被爆者と広島市民が中心となって広島地裁に提訴している四国電力伊方原発3号機の運転差止仮処分命令申立事件の決定日は3月30日（木）15時となることが判明した。23日広島地裁から同事件代理人弁護士に通知があったもの。決定文受理場所は広島地方裁判所民事第4部民事執行センター。

同事件は2016年4月28日の第1回審尋後9月20日までに5回の実質審尋期日を重ね、広島地裁（裁判長：吉岡茂之裁判官、右陪席：久保田寛也裁判官、左陪席：田中佐和子裁判官）が17年2月20日を書面提出最終期日に指定して、債権者側（申立人）と債務者側（四国電力）双方が準備書面を提出し終わり、地裁決定を待つばかりとなっていた。

なお仮処分申立人は広島市内に居住する3名と松山市内に居住する1名の計4名。4名とも伊方原発運転差止広島裁判の本訴原告で原告団から選出されている。

当日運転差止決定が出れば四国電力は現在再開している伊方3号機の運転を直ちに止めなければならない。

なお当日、債権者側は記者会見を広島弁護士会館で午後16時ごろから開く予定。 (7)

問い合わせ先：伊方原発広島裁判原告団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail：saiban_office@hiroshima-net.org URL：<http://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当：哲野イサク（携帯電話 090-7899-4998）

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる